

令和8年9月3日

オープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行）期限	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	特別管理産業廃棄物処分	久居駐業医務室	R8.11.30	R8.9.3	R8.9.14 09:00	R8.9.14 10:00		見積書提出までに関係自治体の特別管理産業廃棄物の収集運搬・処理の許可証の写しを提出すること

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名（担当）第337会計隊（中嶋）

電話番号（内線）059-255-3133（内348）

FAX 059-255-3290

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
特別管理産業廃棄物処分	40Lプラスチック容器	個	24		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業医務室	納 期	8.11.30		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

市 場 価 格 調 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
特別管理産業廃棄物処分	40Lプラスチック容器	個	24		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業医務室	納 期	8.11.30		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

仕 様 書

感染性廃棄物回収・運搬・処理

作 成 年 月 日

令和8年度7月21日

作 成 部 隊

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊衛生科

1 件 名

感染性廃棄物回収・運搬・処理

2 発生施設

三重県津市久居新町975番地

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊衛生科医務室

3 数量（回収規格）

感染性廃棄物×24箱 （40Lプラスチック容器）

4 処理対象

(1) 特別管理廃棄物に該当する以下の感染性廃棄物

- ア 血液等及び吐瀉物を含む液体
- イ 感染性病原体に関する診療に用いられたもの
- ウ 感染性病原体に関する検査等に用いられたもの
- エ 医師、歯科医師が感染の恐れがあると判断したもの

5 実施要領

- (1) 処理業者は、特別管理廃棄物を収集した際、官側に産業廃棄物廃棄票(マニフェスト)を交付し、その後官側が必要事項を項記入したA票以外のマニフェストを処置する。
- (2) 処理業者は、特別管理廃棄物の収集運搬及び処理が完了した都度、それぞれの段階に応じて処置をしたマニフェストB2票、D票及びE票を官側に速やかに送付する。
特にマニフェストE票は、廃棄物回収後1ヶ月以内に官側に送付するものとする。
- (3) 処理業者が送付したマニフェストE票を官側の検査官が確認後、役務完了とする。

6 特記事項

- (1) 処理業者は、事前に下記の書類を提出する。
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可書 1部
 - イ 産業廃棄物処分業許可証 1部
- (2) 特別管理廃棄物収集運搬容器は、運搬中内容物が飛散・流出するおそれのない容器とし、官側の要望数を処理業者が準備納入する。
- (3) 特別廃棄物収集運搬容器の受け渡し期限
 - ア 空容器の受領
官側との調整による。
 - イ 容器の引渡し
発注後速やかに
- (4) 特別管理廃棄物の処理は、必要最小限の時間で丁寧に行う。
- (5) 作業を実施する上で当然なすべき事項や処理業者の故意又は過失によって生じた損害については、処理業者で負担する。